

## 令和4年第11回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和4年11月25日  
開催年月日 令和4年11月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時25分 事務局長 相馬 孝好  
閉会時刻宣告者 14時01分 事務局長 相馬 孝好  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	11	林 春政
3	高橋 満	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤		第1区域 中井 孝志
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	染野 嘉明		第4区域 齊藤喜久夫

### ○欠席委員

7 小埜 一博

第3区域 染野 亘志

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太  
主任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画3件について
- (4) その他
  - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。

定刻より5分ばかり早いんですが、皆さんお集まりでございますので、ただいまより令和4年第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。

(午後1時25分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長よりご挨拶を申し上げます。

○会長 皆さん、こんにちは。

大分暖かいですね。今年は何かなかなか霜が降らなくて、暖かい日が続いております。コロナもオミクロンという、大分またはやってきて、第8波なんて話が出ているんですが、10日が研修なんですけれども心配するところです。体調の管理をしていただいて、大勢の方に出席していただきたいと思います。

22日に、長瀬の直売所の品評会がありまして、今持っておりますけれども、大分入賞している方がおりまして、特別賞なんかにも私も入りました。ほかに、——さん、それから——さん、——さんの奥さんですが、入っています。それから、銀賞のほうは——さん、——さん、——さん、——さんが入っております。百数十の中で、大分頑張っていたと思います。報告を申し上げます。

それから、今日はまたこれから、この後、委員の方には農地の関係をして時間が少し長くなると思いますけれども、ご協力よろしく申し上げます。

では、すぐ始めたいと思います。

○事務局長 ありがとうございます。

では、早速、議題のほうへ入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則の第4条によりまして、会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。議事の進行

にご協力をよろしく申し上げます。

ただいまの出席委員は11名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の欠席の届出は、小埜委員、染野推進委員よりありましたので、報告いたします。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

11番、林春政委員、1番、堀口榮一委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので異議なしと認めます。

よって、議事録署名人に11番、林春政委員、1番、堀口榮一委員を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

11月12日、農産物直売会が開催され、齊藤推進委員、坂上推進委員及び事務局長、事務局と出席いたしました。

11月23日、勤労感謝の日に宝登山神社において、恒例の産業祭が開催され、出席いたしました。

この農産物直売会は、長瀬の農業関係の直売所に出ている方です。非常に出していただいて、約90%ぐらい、長瀬駅前観光のキャンペーンで好評でした。

以上、報告を終わります。

---

◎議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議いたします。

農地法第4条、番号1、——氏所有の農地を駐車場拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字————、地目は畑、面積は11平米の1筆です。転用の目的は、駐車場敷地で追認となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、南須原医院から約100メートル西側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請地を昭和46年、ハイヤー事業所の敷地として本野上字袋176番4、字袋179番1の2筆を秩父観光自動車株式会社と賃貸借契約を締結し、土地の転用事実確認書の交付後、造成をした際、字袋176番1の土地の一部まで造成をしてしまったものと思われます。その部分は分筆をしたものの、農地法第5条第1項による許可申請を怠ってしまったものと思われます。今回、ハイヤー事業所跡地の地目変更及び地積更正登記の調査により判明したため申請をさせていただきましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真もご覧ください。土地造成は11平米で、利用計画は駐車場です。

次に、資金計画ですが、新たな資金の発生はございません。

また、本件は追認のため、現在お回ししております申請書に、始末書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道幹線27号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

なお、農業委員の説明となりますが、担当委員が休養中の小埜委員となるため、推進委員の説明のみとさせていただきます。それを踏まえて説明をお聞きください。

○中井孝志委員 21日に事務局の小川さんと2人で現地を見に行きました。

ここに書いてもらってあるように、説明は小川さんにやってもらったとおりになんです。私のほうから言うことはありません。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

---

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請3件について審議いたします。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———氏が駐車場に転用するための許可申請について審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、———、———さん。譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は611平米の1筆です。

転用の目的は駐車場で、追認となり、権利の内容は所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、長瀬町郷土資料館より東に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、駐車場に使用していた土地の一部が農地にかかっており、先代からの申し送りを理解していなかったため駐車場として使用してしまった。今回土地の境界を再確認し、農地に係る土地を地目変更しますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の写真もご覧ください。

次に、資金計画ですが、新たな資金の発生はありません。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

また、農地の区分としては、300メートル以内の駅、インターチェンジ、県庁等が存在す

る農地として、第3種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域内にあり、町道長瀬48号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 21日、小川さんと久保田さんと3人で現地確認に行ってきました。

場所を言います。山道のところに阿左美氷の氷屋さんがあるんですが、その店の反対側にある土地です。畑へ返すところと、駐車場に置くところと2つに分かれている土地です。

以上です。

○議長 中井委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

4番、久保田穂積氏の説明をお願いします。

○4番久保田穂積委員 4番の久保田でございます。

21日、事務局の小川さん、推進委員の中井さんと3人で現地を確認しました。

場所については、長瀬駅前の十字路を登山道に向かって80メートルぐらい行ったところの左側にある駐車場でございます。

申請理由なんですけれども、駐車場として利用していたんですが、農地と駐車場を分けたいということで申請がありまして、地目変更をするということですので、問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長 久保田穂積委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行われましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、農地法第5条、番号2、——氏所有の農地を——氏が自己用住宅敷地拡張へ転用するための許可申請についてを審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、——、——さん。譲渡人、住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、字——、地目はともに畑、面積は72.2平米の2筆で合計74平米となります。

転用の目的は、自己用住宅敷地の拡張となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、上袋区内、多宝寺の南東約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、私は申請地に隣接している住宅にて生活しておりますが、かねてより自家用車等の転回及び駐車方法で不便が生じておりました。今回、土地の所有者様のご厚意により、申請地をお譲りいただけることになりましたので、申請地を買い受け、隣接地とともに宅地として一体利用したいため、今回申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。土地造成は74平米です。すみません、資料のほうが誤っております。

次に、資金計画ですが、——

——、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

また、農地の区分としては、駅から500メートル以内の区域の農地として、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中43号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 21日に、事務局の小川さんと現地確認に行きました。

もう一度、場所を言います。袋地内で多宝寺というお寺があるんですが、その南に100メートルぐらいの土地です。小川さんの説明のとおりです。

以上です。

- 議長 議案第1号と同様に、農業委員の説明となりますが、担当推進委員は休養中の小笠委員となりますので、推進委員の説明のみとさせていただきますので、それを踏まえて説明をお聞きください。

中井孝志委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

- 議長 全員の挙手でございましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条、番号3、———氏所有の農地を———氏が駐車場兼倉庫敷地へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案第2号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人、住所・氏名、———、———さん。譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は田、面積は449平米の1筆です。

転用の目的は、駐車場兼倉庫敷地となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、ウェルシア薬局長瀬店北東約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、令和2年に自動三輪車のレンタルの店舗を開店いたしました。タイでタクシーとして普及している乗り物のトゥクトゥクのレンタル事業です。長瀬町の観



光客のお客様に向けた事業であり、移動は町内限定です。現在の敷地では、駐車場敷地とトゥクトゥクをメンテナンスする場所が足りず困っております。また、駐車場が足りないことから、現在店舗の近くに自動車を停車しておりますが、店舗の入り口付近は、お客様が店内に入出りをされる際にすぐそばを通りますので、特にお子様連れのお客様が来店される際に危険を感じますので、店舗の入り口付近には今後自動車の停車を行わないよう考えております。申請地は店舗から近いので、最適な場所だと判断いたしましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をご覧ください。土地造成は449平米です。

次に、資金計画ですが、

---

、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

また、農地の区分としては、駅から500メートル以内の農地として、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道長瀬8号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 21日、事務局の小川さんと久保田さんと3人で現地確認に行きました。

場所は、トゥクトゥクというのかな、何か三輪みたいな車で、それを貸すところがあるんですが、その信号を長瀬駅のほうへ向かうと、100メートルあるかないかぐらいで土地があります。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

4番、久保田穂積委員の説明をお願いします。

○4番久保田穂積委員 4番、久保田でございます。

21日、事務局の小川さん、推進委員の中井さんと3人で現地確認に行きました。

場所につきましては、140号線にあるトゥクトゥクという三輪自動車のところから、道路をこっこのほうに向かって、三差路があるんですけども、その三差路左側の道を行くと、

長瀬駅のほうに行くんですが、その途中にある80メートルぐらい入ったところの土地でございます。

申請理由なんですけれども、現在使っている駐車場が狭いため、従業員等と分けるため、駐車場にするとのことです。現在草地であります、特に問題ないと考えますので、ご審議よろしくお願いたします。

○議長 久保田穂積委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

どうぞ。

○6番須賀 勤委員 ちょっとこれ、申請地の案内図で見ると、踏切が。

○4番久保田穂積委員 ないです。

○6番須賀 勤委員 ないんですか。

○4番久保田穂積委員 はい。三差路分かりますか。

○6番須賀 勤委員 はい。分かります。

○4番久保田穂積委員 三差路があって、左側を行ってすぐなんですね。今現在、ソーラーがあって、ソーラーのすぐ脇ですね。

○6番須賀 勤委員 線路の手前ということですね。

○4番久保田穂積委員 そうです。線路のすぐ手前です。

○6番須賀 勤委員 申請地のところがちょこっと、これだと広いほうかと思ったから。そうじゃなくて、手前ね。

○4番久保田穂積委員 そうです。

○6番須賀 勤委員 それなら分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎議案第3号 農用地利用集積計画3件について

○議長 続いて、議案第3号 農用地利用集積計画3件について審議いたします。

初めに、番号1について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。

まず、農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）について、ちょっとおさらいでご説明いたします。農用地の権利移動（売買・貸借）は、農地法に基づく「許可」を受ける場合と農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」による場合があります。「農用地利用集積計画」は、町が農用地の借手と貸手の間に入り意向を調整して、集団的な権利移動（売買・貸借）の計画をまとめた「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより、利用権設定等の効果が発生するものです。

利用権設定等を受けることができる者、借手要件は、全地耕作、常時従事、効率利用の3点となります。

農地法の特例として、農用地利用集積計画の定めるところにより、農用地の利用権の設定等が行われる場合には、農地法第3条の許可を受ける必要はなく、また農用地の貸借については、その期間満了により自動的に貸借関係が終了し、離作料の問題も生じないことなど、農地の流動化を促進する観点からの農地法の特例が受けられます。

また、農地法による下限面積制限（30アール）の要件は適用いたしません。

利用権の設定期間満了時の手続として、引き続き利用権設定等を希望する場合は、両者で協議した上で、期間満了日の1か月前までに、町、農業委員会へ申し出ることとしております。

以上のことを踏まえて、審議をお願いいたします。

番号1、借受人、住所・氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん。貸付人、住所、氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さんの合計4名。権利を設定する土地は、所在地、大字長瀬\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、741番、742番1、749番の合計8筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は、上から462、1,000、290、383、95、399、505、462の合計3,596平米です。

利用権の種類は、賃借権の設定。内容はブルーベリー栽培、始期、存続期間については、

令和4年12月20日から令和10年12月19日までの6年間です。借賃は10アール当たり2,000円の支払いとなり、支払い方法は現金支払いです。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、阿左美冷蔵宝登山道店より北100メートルにある場所です。

なお、耕作については現地確認を行い、実施していることを確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの説明が終わりました。

これより番号1に対する質疑と採決を行います。質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号1は申出のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないものと認めます。

よって、番号1は申出のとおり決定いたします。

続いて、農用地利用集積計画、番号2について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 番号2、借受人、住所・氏名、—————、—————さん。貸付人、住所、氏名、—————、—————さん。権利を設定する土地は、所在地、大字井戸字肥土593番1、地目は台帳、現況ともに畑、面積は2,274平米のうち2,000平米の1筆となります。

利用権の種類は、賃借権の設定。内容は露地野菜、始期、存続期間については、令和4年12月20日から令和7年12月19日までの3年です。借賃は10アール当たり2,000円で、支払い方法は現金支払いとなります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、井戸——区内、井戸地区公園より西に約100メートルの場所です。

なお、耕作については現地確認を行い、実施していることを確認しております。

すみません、借賃につきまして、資料に訂正がございます。先ほど10アール当たり2,000円という説明をさせていただきまして、合計2,000平米となりまして……

(「1万円で2,000円だよな」と呼ぶ者あり)

○事務局 そうですね。失礼しました。

以上となります。

(「さっきの前のもそうだったよ」と呼ぶ者あり)

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより番号2に対する質疑と採決を行います。質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号2は申出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないものと認めます。

よって、番号2は申出のとおり決定いたします。

続いて、農用地利用集積計画、番号3について審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 番号3、借受人、住所・氏名、—————、—————さん。貸付人、住所、氏名、—————、—————さん。権利を設定する土地は、所在地、大字本野上—————、—————、—————、—————、—————の5筆で、地目は全て台帳、現況ともに畑、面積は上から1,415、884、238、350、153の合計3,040平米となります。

利用権の種類は、賃借権の設定。内容はソバ、始期、存続期間については、令和4年12月20日から令和5年12月19日までの1年間です。借賃は10アール当たり2,000円で、支払い方法は現金支払いとなります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、下山集落農業センター北西の場所になります。

なお、耕作については現地確認を行い、実施していることを確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより番号3に対する質疑と採決を行います。質疑はございませんか。

○10番宮澤史明委員 参考までに、分かったら教えてもらいたいのは、これで中畝さんのトータルがどのぐらいになっているかというのわかりますか。

○事務局 ごめんなさい、すぐ出てこないなので、確認しておきます。

○齊藤喜久夫委員 ちょっといいですか、すみません。

これは10アール、1反歩2,000円ということは、3,000平米だから6,000円ということではないわけですか。

○事務局 はい、6,000円です。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 ございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号3は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないものと認めます。

よって、番号3は申出のとおり決定いたします。

以上、議案の審議は終了しました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございますが、12月の委員会日程でございますが、12月の委員会は23日金曜日、午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、23日金曜日、午後1時30分からにしたいと思います。

事務局からほかに何かございますか。

○事務局 その他となりますが、先月の農地転用の許可の状況ですが、先月、岩田のグランピング施設の関係なんですけれども、今、書類のほうを、審査過程で追加書類等、少し農業委員会内でも設備についてどういったものなのかという疑問があったとおり、県の審査のほうでも少しちょっと厳しい審査と聞いておりまして、今対応中とはなっておりますが、許可を出さないという話では現在なっておりませんので。

(「本人はもう、出ているよって言っているよ」と呼ぶ者あり)

○事務局 昨日もご本人と話したんですけれども、少し書類の審査で引っかかっているところが何点かありまして、ここは一つ一つ解決している状況です。

また、机のほうに置かせていただいたんですけれども、例年1月に実施している研修会の関係で、資料のほうを置かせていただいたんですけれども、こちらのほうが事務局のほうで報告する都合がありますので、来月の農業委員会までにご回答のほうをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤喜久夫委員 これ、研修会だけですか。

○事務局 懇親会については、今保留中となっております。

○齊藤喜久夫委員 分かりました。

○5番櫻井 汪委員 これ、個人的に行くの。

○事務局 個人で行くか、乗り合わせで行くかというのも、人数に応じて。

○5番櫻井 汪委員 次回で決めると。

○事務局 そうです。人数に応じて、そこは対応できればと思います。

○議長 ありますか、ほかに。

(発言する者なし)

○議長 ございませぬので、これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

#### ◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後2時1分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和4年11月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 林 春 政

署名委員 堀 口 榮 一